

諮問庁：検事総長

諮問日：令和8年3月10日（令和8年（行個）諮問第94号）

答申日：令和8年10月23日（令和8年度（行個）答申第199号）

事件名：本人に係る被疑事件に関連する参考人の取調べの録音録画データ等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和8年1月13日付け○地企発第18号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（添付資料は省略する。）

ア 非保有判断の合理性欠如

一般に、参考人又は被疑者の取調べにおいて録音又は録画が実施された場合、当該録音録画データのほか、録音録画実施報告書、管理簿、媒体管理情報等の付随文書が作成されることが予定されている。

これらの文書に請求人本人の氏名、発言内容又は請求人に関する言及が含まれる以上、客観的には「本人に関する情報」が存在し得る。

にもかかわらず、原処分は、これら文書の有無、文書管理簿への登録状況、保存期間、廃棄の有無等について一切具体的に示すことなく、抽象的に「保有していない」と結論づけている。

イ 存否応答義務の実質的未履行

審査請求人は、開示請求において、対象情報の存否に加え、管理簿登録の有無、保存期間、廃棄の有無等について文書による回答を求めている。

しかし原処分は、これらの点について具体的な説明を行っておらず、行政機関個人情報保護法（原文ママ）が予定する存否応答義務を形式的にしか履行していない。

ウ 分離可能性の検討欠如

仮に対象情報に第三者情報又は刑事手続に関する情報が含まれるとしても、請求人本人に関する部分のみを分離し、他の部分を不開示又は黒塗り処理することは技術的に可能である。原処分は、この分離可能性について何ら検討を行っていない。

エ 結論

以上のとおり、原処分は理由付記を欠き、非保有判断の合理性を基礎づける説明も存在しないため、違法又は不当であり、取消しを求める。

(2) 意見書

ア 提出の趣旨

審査請求人は、処分庁による原処分を取り消し、本件開示請求について、請求対象の特定及び検索をやり直した上で、改めて適法な判断を行うよう求める。

特に、少なくとも次の二つは区別して判断されるべきである。

① 録音録画データそのもののうち審査請求人本人に関する部分

② 当該録音録画データに付随して作成・管理・保存される文書又は電磁的記録、すなわち、録音録画実施報告書、録音録画管理簿、電子ファイル管理情報、媒体番号、作成日時、保存区分その他これに類する管理情報のうち、審査請求人本人に関する部分

仮に、上記①の全部又は一部について刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第2項の適用が問題となる余地があるとしても、そのことから直ちに上記②の付随文書・管理情報の全部が当然に「不存在」となるものではない。したがって、本件で最も重要なのは、理由説明書（下記第3を指す。以下同じ。）が、録音録画データそのものと、これに付随する管理文書・管理情報とを区別せず一括して処理している点の誤りを明らかにすることである。

イ 理由説明書の問題点

（ア）請求対象の読み替えに飛躍があること

理由説明書は、審査請求人が開示請求書において「本件開示請求に係る保有個人情報の対象は、行政目的で作成された私本人に関する個人情報であり、刑訴法53条の2にいう『訴訟記録』ではありません」と記載していることを認めながら、他方で、審査請求人が「私本人〇〇を撮影・録音し、または私の供述・発言を記録した情報のみを対象とします」と記載していることを理由に、本件開示請求全体を、特定刑事事件に関する取調べの録音録画データ及びこれに付随する文書の開示請求であると読み替えている。

しかし、本件請求の別紙を見れば明らかなおとおり、審査請求人が

求めていたのは、単に録音録画データそのものだけではない。請求対象には、これに付随する「録音録画実施報告書」「録音録画管理簿」「電子ファイル管理情報」「媒体番号・作成日時・保存区分」等、管理・保存・把握のために作成又は取得される文書・情報が明示的に列挙されている。したがって、本件請求は、少なくとも、

a 録音録画データそのもの

b その付随文書・管理情報

という二層構造を持つ請求である。

ところが、理由説明書は、aの性質を論じた上で、その結論を当然にbへも及ぼし、最終的に「訴訟に関する書類以外には、対象となる文書は作成されておらず」と断定している。この論理は、「ある中核資料が訴訟に関する書類に当たる可能性がある」という評価から、「付随する管理文書・管理情報も存在しない」という事実認定へ飛躍しており、請求対象の正確な把握を欠く。

(イ) 「不存在」と「適用除外」を混同していること

個人情報保護法制上の「保有個人情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、組織的に利用するものとして、行政機関等が保有しているもののうち、行政文書又は電磁的記録等に記録されているものをいう。そして、行政機関等が「保有している」とは、当該情報を事実上支配し、その利用、提供、廃棄等について判断する権限を有している状態をいう。

したがって、仮にある情報について別法により開示制度上の取扱いが制限されるとしても、そのことだけで「作成又は取得しておらず、保有していない」という結論になるわけではない。存在し、かつ管理・保存・利用について処分庁側が判断権限を有しているならば、それはまず「保有」の問題として把握されるべきであり、その次に、開示制度の適用有無や不開示事由の問題が検討されるべきである。

本件理由説明書は、この順序を逆転させている。すなわち、「訴訟に関する書類に当たる」という法的評価を前提に、「訴訟に関する書類以外には対象文書がない」「したがって作成又は取得しておらず、保有していない」と整理している。しかし、これは、文書の法的性質に関する評価と、文書の存在・保有に関する事実認定とを混同するものであり、不存在処分の理由としては不十分である。

(ウ) 少なくとも付随文書・管理情報については、存在可能性が高いこと

検察庁が公表している標準文書保存期間基準その他の公開資料には、「取調べの録音・録画に関する報告」「取調べの録音・録画記

録媒体管理簿」「取調べの録音・録画記録媒体使用簿」「記録媒体貸出簿」「録音・録画BD／DVD通付簿」等、録音録画の実施や記録媒体の管理に関する文書類が現に掲げられている。また、取調べの録音録画に関する公開資料にも、「録音・録画記録媒体作成報告書」「録音・録画状況報告書」「録音・録画記録管理表」等の名称が現れている。

これらの公開資料からすれば、録音録画が実施された事件について、何らかの報告書、管理簿、管理表、貸出記録、通付記録、電子ファイル管理情報等が作成又は取得される蓋然性は高い。少なくとも、理由説明書のように、これらを全く検討しないまま、「訴訟に関する書類以外には対象文書が作成されていない」と断定することはできない。

しかも、仮にこれらの一部が最終的に「訴訟に関する書類」に含まれると判断され得るとしても、その判断は文書類ごと、保管形態ごと、利用目的ごとに丁寧に行われるべきである。記録媒体そのもの、事件記録に編てつされた報告書、事件記録外で管理される媒体管理簿、電子ファイル管理情報、通付簿、保存区分の記録等を一律に同じものとして扱うことは許されない。

(エ) 仮に請求対象の解釈に疑義があったとしても、補正・釈明の機会を与えるべきであったこと

個人情報保護法制は、開示請求の対象となる保有個人情報の範囲が形式的には決め難い場面があることを前提に、請求者が対象を特定するに足る事項を記載することを求める一方、行政機関の長等に対しては、補正の参考となる情報提供に努めることを求めている。本件の請求書には、対象期間（特定年から特定年月頃まで）、関連事件、情報の類型（録音録画データ、実施報告書、管理簿、電子ファイル管理情報等）、さらには「私本人に関する部分」という限定まで記載されているから、探索の出発点としては相当程度具体化されていた。

それにもかかわらず、処分庁及び諮問庁は、請求のうち自らが「訴訟に関する書類」に接近すると考える部分のみを取り上げ、請求者が明示した付随文書・管理情報の部分を切り落とすような解釈を採用している。仮に本件請求の趣旨になお不明確な部分があると考えれば、まず行うべきであったのは、請求者に対し、どの文書群を対象とするのか、事件記録そのものを含むのか、事件記録外の管理文書に限定するのか等について補正又は釈明の機会を与えることであって、請求者に最も不利な方向に一義的に解釈して不存在とすることではない。

(オ) 理由説明書は、検索の具体的内容を全く示していないこと

本件理由説明書は、結論として「作成又は取得しておらず、保有していなかった」と述べるのみで、どの部署を、どの文書群について、どのような方法で検索したのかを示していない。例えば、事件担当部門、公判部門、記録係、証拠品又は記録媒体の管理部門、電子ファイル管理部門、共有フォルダ、事件管理システム、媒体貸出・通付の記録簿等のいずれを確認したのかが不明である。不存在をいう以上、本来は、少なくとも対象の切り分けと検索経路の概要が説明されるべきである。

また、仮に保存期間満了その他の理由により既に廃棄済みのものがあるならば、その場合であっても、「作成又は取得していない」とは別問題である。いつ、どの基準に基づき、いかなる文書類型が廃棄されたのか、廃棄又は移管の記録はあるのかという点が別途検討されなければならない。理由説明書は、その点にも全く触れていない。

ウ 本件で少なくとも再検索・再特定されるべき文書等

本件では、少なくとも次の文書等について、文書類型ごとに存在の有無、保管部署、事件記録との関係、請求時点における保有の有無を確認した上で、個別に判断し直すべきである。

(ア) 録音録画の実施に関する報告書類

- a 録音録画実施報告書
- b 録音・録画状況報告書
- c 記録媒体作成報告書
- d 記録管理表その他これに類する報告・管理文書

(イ) 記録媒体の管理・出納・貸出・通付に関する文書

- a 録音録画記録媒体管理簿
- b 録音録画記録媒体使用簿
- c 記録媒体貸出簿
- d 録音録画BD／DVD通付簿
- e 保存区分、媒体番号、保管場所、作成日時等を把握するための台帳又は電磁的記録

(ウ) 電子ファイル管理情報

- a ファイル名
- b 作成日時及び更新日時
- c 保存先及び保存区分
- d 媒体番号その他識別番号
- e 事件管理システム、共有フォルダ、外部記録媒体管理簿その他の情報システム上に記録された管理情報

(エ) 廃棄・移管・引継ぎの記録

- a 保存期間満了による廃棄記録
- b 他部署又は他庁への移管記録
- c 保管換え、媒体交換、複写・バックアップ作成等の記録

以上の各文書は、その名称や保管態様こそ異なり得るが、審査請求人が開示請求書で列举した「録音録画実施報告書」「録音録画管理簿」「電子ファイル管理情報」「媒体番号・作成日時・保存区分」等を実質的に対応するものである。したがって、これらについて一つ一つ確認しない限り、本件請求の対象を尽くして探索したとはいえない。

エ 補充的主張

(ア) 仮に録音録画データそのものについて刑訴法 53 条の 2 第 2 項の適用が問題になるとしても、そのことは、同一又は同種の情報が事件記録外の管理文書又は電磁的記録に複製・転記・要約されている可能性を否定しない。例えば、媒体番号、作成日時、保存区分、対象者識別情報、貸出履歴等は、管理目的で別管理されることがあり得る。

(イ) また、審査請求人の請求は、全面的・無限定に第三者の供述内容全体の開示を求めたものではなく、明示的に「私本人に関する部分」に限定している。したがって、少なくとも付随文書・管理情報のうち本人識別情報や本人に関する記載部分については、請求対象の特定可能性が高く、検討の余地が大きい。

(ウ) 本件で審査会に求められるのは、録音録画データそのものを直ちに全面開示するか否かを抽象的に論ずることではなく、まず、処分庁が本件請求の対象を正確に切り分け、必要な検索を尽くし、その上で各文書類ごとに法的性質を判断したかどうかを点検することである。理由説明書はその前提作業を欠いている。

オ 結論

以上のとおり、理由説明書は、

(ア) 請求対象を正確に把握せず、

(イ) 「訴訟に関する書類」に関する法的評価と「不存在」という事実認定を混同し、

(ウ) 付随文書・管理情報の存在可能性を具体的に検討せず、

(エ) 補正・釈明の機会を与えないまま請求者に不利な解釈を採用し、

(オ) 検索の具体的内容すら明らかにしていない。

よって、原処分は少なくともその前提となる対象特定及び検索の点で不十分であり、取り消されるべきである。少なくとも、上記ウ記載の文書類については、文書ごとの存在確認、保管状況の確認、

事件記録との関係の整理及び請求時点における保有の有無の再判断を命ずるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 本件保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙のとおりである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報を作成又は取得しておらず、保有していないとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定（原処分）をした。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めた。

その理由は、以下のとおりである。

(2) 対象文書の不存在について

審査請求人は、開示請求書において、「本件開示請求に係る保有個人情報の対象は、『行政目的で作成された私本人に関する個人情報』であり、刑訴法53条の2にいう『訴訟記録』ではありません」と記載していることから、本件開示請求の対象は、請求人に関して作成された文書のうち、訴訟に関する書類以外の行政文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであると解される。

他方で、審査請求人は、開示請求書において、「『私本人〇〇を撮影・録音し、または私の供述・発言を記録した情報』のみを対象とします。」と記載していることからすれば、本件開示請求は、特定の刑事事件に関する取調べの録音・録画データ及びこれに付随する文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであると解されるところ、刑事事件の取調べの録音・録画データ及びこれに付随する文書は、刑事事件の取調べにおいて録音・録画を実施した場合に作成されるものであって、刑事事件の捜査・公判の過程において作成又は取得されるものであり、供述調書等の他の刑事事件の証拠と同様、訴訟記録、裁判不提出記録又は不起訴記録等の一部を構成するものであるから、「訴訟に関する書類」に該当する。

そうすると、訴訟に関する書類以外には、対象となる文書は作成されておらず、処分庁において、本件開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得しておらず、保有していなかったものと認められる。

(3) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報を作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とした処分庁の決定（原処分）は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和8年3月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月30日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年10月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報を作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、上記第3の2(2)において、審査請求人は、開示請求書において、「本件開示請求に係る保有個人情報の対象は、『行政目的で作成された私本人に関する個人情報』であり、刑訴法53条の2にいう『訴訟記録』ではありません」と記載していることから、本件開示請求の対象は、審査請求人に関して作成された文書のうち、訴訟に関する書類以外の行政文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものであると解される旨説明する。

当審査会において、諮問書に添付された開示請求書（写し）を確認したところ、「第2 本請求が「訴訟記録」ではなく開示対象となる理由」の部分において、本件開示請求の対象は、「行政目的で作成された私の個人情報」であり、刑訴法53条の2にいう「訴訟記録」ではない旨の記載（以下「本件記載」という。）があると認められることから、審査請求人が開示を求める本件対象保有個人情報は、審査請求人に関して作成された文書のうち、訴訟に関する書類以外の行政文書に記録された保有個人情報であると解される旨の上記第3の2(2)の諮問庁の解釈に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

以下、この諮問庁の説明を前提に検討する。

- (2) 刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解されるところ、本件記載を考慮せずに本件対象保有個人情報について検討すると、本件

対象保有個人情報、審査請求人を被疑者とする刑事事件において、参考人（審査請求人以外の第三者）が取調べを受けたことを前提として作成・取得される文書に記録された保有個人情報であると認められることから、その全部が刑法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないものである。

以上のとおり、本件記載を考慮しない場合の本件対象保有個人情報は、その全部が刑法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当することになるから、結局、本件記載による限定の結果、本件対象保有個人情報は存在しないと認められる。

したがって、特定地方検察庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

（1）審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、原処分理由の提示に不備がある旨主張しているが、本件対象保有個人情報が本件記載により限定されていることを考慮すると、本件不開示決定通知書において、審査請求人が不開示とした理由を了知し得る程度には不開示理由が示されていると認められることから、原処分理由の提示に不備があるとは認められない。

（2）審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定地方検察庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙 本件対象保有個人情報

第1 本請求の対象

本請求は、以下の期間および事実に関して作成・取得された「私本人（審査請求人氏名）を撮影・録音し、または私の供述・発言を記録した情報」のみを対象とします。

【対象期間】

特定年～特定年月頃

【対象個人情報】

- 1 私が被疑者として取調べを受けた事件に関連し、参考人（第三者）取調べの過程で記録された録音録画データ（可視化映像・音声データ）のうち、
 - ・私の氏名
 - ・私に関する供述
 - ・私への言及
 - ・私の行動・関与に関する説明等、「私本人に関する部分」
- 2 上記録音録画データに付随する、
 - ・録音録画実施報告書
 - ・録音録画管理簿
 - ・電子ファイル管理情報
 - ・媒体番号・作成日時・保存区分等、私本人に関する個人情報部分

※参考人本人のプライバシー部分、捜査手法部分は黒塗り処理で構いません。

第2 本請求が「訴訟記録」ではなく開示対象となる理由

- 1 本請求の対象は「行政目的で作成された私の個人情報」であり、刑訴法53条の2にいう「訴訟記録」ではありません。
- 2 及び3 （略）